

生駒市選挙管理委員会告示第30号

生駒市裁判員候補者予定者選定規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成21年10月9日

生駒市選挙管理委員会委員長 山本 清一

生駒市裁判員候補者予定者選定規程の一部を改正する告示

生駒市裁判員候補者予定者選定規程（平成20年9月生駒市選挙管理委員会告示第29号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

生駒市検察審査員候補者予定者及び裁判員候補者予定者選定規程

第1条中「告示は、」の次に「検察審査会法（昭和23年法律第147号）第10条第1項及び」を、「行う」の次に「検察審査員候補者及び」を加える。

第4条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

（群の編成）

第4条 検察審査会法第10条第1項に規定する群の編成は、前条の規定により選定された予定者を、その順序に従って第1群から各群の予定者の数だけ当該各群に順次割り当てることにより行う。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成21年10月9日から施行する。

（生駒市検察審査員候補者予定者選定規程の廃止）

2 生駒市検察審査員候補者予定者選定規程（昭和52年11月生駒市選挙管理委員会告示第40号）は、廃止する。